

正 誤

平成二十五年三月二十九日付け奈良県公報号外第四十六号正誤表

					題名	奈良県水道局事務分掌規程等の一部を改正する規程
					ページ	二
十二	十一	十	九及 び十	九	行	誤
一項を	庁舎等	総務課の項中	「に、「送水施設」を「取水施設、浄水施設、」を削る。	広域水道センター 水道管理センター		
ように	庁舎等の管理	同条総務課の項第四号中		広域水道センターの 課、浄水場及びセンター		水道管理センターの 課 正
<p>「総務課の項」は、「同項第八号中「送水施設」を「取水施設、浄水施設、送水施設」に改め、同項第九号中「送水施設」を「取水施設、浄水施設、送水施設」に改め、「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項」の誤り。</p>						

		十九 及び 二十	<p>第五條中「管理課」を「事業管理課」に改め、送水課の項を削り、同条に次のように加える。</p>	<p>第五條管理課の項中「管理課」を「事業管理課」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「送水施設」を「取水施設、浄水施設及び送水施設」に改め、同項に次のように加える。</p> <p>四 取水施設、浄水施設、送水施設及び汚泥処理施設に係る行政官庁への届出及び許可申請に關すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>第五條送水課の項を削り、同条に次のように加える。</p>
--	--	----------------	---	---